情報リテラシー実践I・IA

情報倫理講習会



大学教育センター 情報教育部門

学術情報基盤センター 情報メディア教育支援部門

情報倫理講習会の概要

| ■ 情報化社会の特徴 | 3 |
|------------------------|-----------|
| ■ インターネット上での問題に対処するために | ··· 4-14 |
| ■ 情報化社会を生きるために | ··· 15 |
| ■ 南大沢キャンパスの情報環境について | ··· 16 |
| ■ 情報処理教室の利用のマナー | ··· 17-18 |

情報化社会の特徴

メリット

デメリット

- 圧倒的な情報量と伝達速度
- 情報ネットワークによるグローバル化
 - 時間・地理的に無制限(国境なし)
- 各種産業での情報ネットワークの利用
 - 需要と供給の情報入手(第1次・第2次産業)
 - 銀行のATMシステム(金融業)
 - ネット販売・ネットオークション(販売業)
- 教育の情報化
 - 教育情報の電子化
 - eラーニングの導入

- デジタルデバイド(情報格差)
- 情報への過度な依存
 - 現実性の喪失
 - 仮想社会と現実での人格の乖離
- 匿名性や拡散性の悪用
 - なりすまし(スプーフィング)
 - 誹謗中傷・個人攻撃
 - インターネット詐欺
- 情報の信憑性・無保証性
 - 偽情報やデマの混在

押さえるべき5つのポイント

ソーシャルメディア (SNS・ブログ・FAQサイト) 著作権 肖像権侵害

ネット犯罪 (情報漏洩・ネット詐欺)

事例(問題と対応策)

情報セキュリティ (ウィルス対策・パスワード管理) 情報モラルルールとマナー

基本事項

1. 情報セキュリティ(ウィルス対策・パスワード管理)

- コンピュータウィルスとは、悪意のあるウィルス作者が作成したプログラムの 一種で、実行されるとユーザが意図しない有害な動作をする
- 近年では、マルウェア(不正かつ有害な動作を行う意図で作成されたプログラムの総称)のひとつとして説明されることが多い
- ウィルスは、メール、USBメモリ、文書ファイル、ファイル共有ソフト、Web、 ネットワーク経由などで感染が拡大する

被害に遭わないための基本ルール

- ① 最新のセキュリティ対策ソフトを導入して、定期的に端末をスキャンする

 → イーセット/ノートン/ウィルスバスター/カスペルスキー/Windows Defender
 (Windows 10のみ) など
- ② OSなどのソフトウェアを更新する・修正プログラムを適用する
- ③ パスワードを推測されにくいものにする・使い回さない・適切に管理する

2. 情報モラル・ルールとマナー

- 情報の送受信行為に関する道徳や倫理(情報モラル)を守る
 - 情報収集:著作権を侵害しない、有害な情報にアクセスしない
 - 情報発信:他人のプライバシーを侵害しない、個人情報の取り扱いに気をつける…など
- インターネットを利用する際に守るべきルールやマナーを忘れない
 - 差別用語や誹謗中傷する用語、脅迫的・感情的な表現を用いない
 - メールを送る際に添付ファイルの容量や形式、件名の付け方を考慮する…など



オンラインでの個人攻撃(名誉棄損・いやがらせ)、迷惑メール(標的型攻撃 メール・広告宣伝メール・ウィルスメールなど)の問題に巻き込まれないために、 自分の行為に責任を持ち、情報を正しく安全に活用することが求められる

2. 情報モラル・ルールとマナー

例)迷惑メール(標的型攻撃メール・広告宣伝メール・ウィルスメールなど)

差出人: XXX銀行 <xxx-bank@example.com>

件名: XXX銀行より大切なお知らせ(2020年4月1日更新)

こんにちは!

XXX銀行のシステムについて、安全性の更新がされました。 お客様のアカウントが凍結されないように、直ちにアカウントを認証してください。

https://www.powr.io/plugins/form-builder/viewz?id=3275403&mode=page

本メールは、実際にあった迷惑メールの一部を修正しています。

安易にURLをクリックしない

別のWebサイトに誘導されても、個人情報を入力しない

3. ソーシャルメディア(SNS・ブログ・FAQサイト)

- ソーシャルメディアとは、インターネット上で利用者同士が情報を共有し合う場のことで、SNS、ブログ、FAQサイトなどが該当する
- 利用者が個人として発信する情報を、不特定多数(場合によっては特定少数)の利用者が自由に閲覧でき、応答することも可能であるため、メリットとデメリットをしっかりと理解する必要がある

| メリット | デメリット |
|------------|--------------|
| 災害情報の迅速な伝達 | 実名登録に伴う情報の流出 |
| 他者との交流の広がり | SNS依存・SNS疲れ |

3. ソーシャルメディア(SNS・ブログ・FAQサイト)

トラブル事例集 (出典: kibacoコースウェアより引用)

【事例】掲示板への書き込みによるトラブル



大学の友人の悪口を冗談でインターネット掲示板に書き込んだ ところ、書き込みを見た他人が次々に悪口を投稿 →友人はショックで大学を休むことに



- 情報の伝播力を理解し、情報モラルやルールとマナーを身につける
- ソーシャルメディアのメリット・デメリットを理解した上で、個人情報の漏洩 に注意しながら使用する

4. 著作権・肖像権侵害

● 著作権とは、著作物(小説・音楽・絵画・映画・建築物・プログラムなど)の 権利者が利益を守るための権利のこと

著作権侵害の代表例

- × コピー&ペースト:他人のWebサイト等に掲載されている文章や図表を、 引用または許可なく、自分のレポートに写す
- × ネットへの書き込み:好きな曲の歌詞を無断で自分のブログに全文掲載する
- × 違法ダウンロード: DVD等から違法コピーされた動画を、共有サイトから ダウンロードする
- × 違法アップロード:歌謡曲をBGMに自作した動画を、共有サイトにアップロードする

4. 著作権・肖像権侵害

- 肖像権とは、自分の写真や映像を無断で撮影され、公表されることがないよう 保護を受けることのできる権利のこと
- 人格権に則した「プライバシー権」と、財産権に則した「パブリシティ権」という2つの側面がある
 - → 著名人(芸能人・アーティスト等)の財産である肖像を撮影して無断で使用 したり公開することは、パブリシティ権侵害にあたる

肖像権・パブリシティ権侵害の代表例

- × 友人を撮影した写真を、本人に無断でFacebookに投稿した
- × 街で見かけた著名人を写真や映像で撮影し、Twitterに投稿した
- × 著名人の写真集や雑誌の画像をスキャンして、自分のブログに公開した

4. 著作権・肖像権侵害

トラブル事例集 (出典: kibacoコースウェアより引用)

【事例】自作動画を制作、公開したことによるトラブル



- 一般の人にインタビューをして、それをもとに動画を制作する際、回答者を侮辱する内容に編集してインターネット上に公開
- →動画を見た回答者から訴えられることに



- 情報の伝播力を理解し、情報モラルやルールとマナーを身につける
- 著作権・肖像権の侵害行為を行わないよう、日頃から十分に気をつける

5. ネット犯罪(情報漏洩・ネット詐欺)

- 情報漏洩を防ぐために、ソーシャルメディアでの不用意な情報公開、メールの 誤送信、オンラインストレージの設定ミス、ウィルス感染などに注意する
- ネット詐欺に巻き込まれないためには、多様な手口を知っておくことが必要

| 名称 | 手口・被害 |
|----------|---|
| ワンクリック詐欺 | 有料サイトに会員登録したと誤解させて、金銭を請求する |
| フィッシング詐欺 | 実在する企業を騙って偽メール経由で偽サイトに誘導し、 個人情報を入力させる |
| オークション詐欺 | 架空の出品で落札者から金銭をだまし取ったり、出品者か ら商品を搾取したりする |

5. ネット犯罪(情報漏洩・ネット詐欺)

トラブル事例集 (出典: kibacoコースウェアより引用)

【事例】コンピュータウィルスの感染



オンラインゲームの裏技や攻略法が掲載されているサイトに アクセスし、無料ダウンロードを実行した際、コンピュータ ウイルスに感染





- 最新のセキュリティ対策ソフトをインストールして、定期的に端末をスキャンする
- ネット犯罪に巻き込まれないよう、さまざまな**ネット詐欺の手口**や情報漏洩の 可能性について理解する

情報化社会を生きるために -まとめ-

- 最新の**セキュリティ対策ソフト**をインストールして、定期的に端末をスキャン する
- ◆ ネットサービスで使用しているパスワードには、安易な文字列を使用しない、 厳重に保管する、同じものを使い回さないなどの対応をとる
- 情報の伝播力と残存性を理解し、情報モラルやルールとマナーを身につける
- ソーシャルメディアのメリット・デメリットを理解した上で、**個人情報の漏洩** に注意しながら使用する
- 著作権・肖像権の侵害行為を行わないよう、日頃から十分に気をつける
- ◆ ネット犯罪に巻き込まれないよう、さまざまなネット詐欺の手口や情報漏洩の可能性について理解する

南大沢キャンパスの情報環境について

- ネットワークシステムにより、どこでも共通の情報環境を提供
 - 1号館320教室、330教室、340教室、350教室
 - 1号館305教室、306教室(TALL教室)
 - 情報処理施設113教室、115教室

- 貸出用ノートパソコン
 - TALL教室: 教室内のみ
 - AV棟事務室:学内
 - 図書館本館:図書館内

情報処理教室の臨時開放・閉室

学生ポータルの「システム」で確認 できます。

問い合わせ

システム管理室2

(月~金曜日/10:00~17:00)

情報処理教室の利用のマナー

- 入室時は学生証の顔写真を明示する*
- 室内では教員・チューターの指示を守る*

禁止事項

- 傘・雨具の持ち込み →濡れていなくても廊下の傘立て等を利用する*
- 室内での飲食 →飲食物(飲料・飴・ガムを含む)は鞄の中に入れる*
- ゲームなど学習や研究に無縁の物の利用*
- 携帯電話の利用や大声などの迷惑行為
- 用紙の持ち込み・大量印刷・複数端末の占有
- 空調を含む端末以外の室内機器の操作



^{*}情報処理教室利用細則による

開放教室・端末室利用のマナー

利用の停止

第10条

利用者が、この規程又はこの規程に基づく定めに違反した場合、 その他教育研究システムの運営に重大な支障を生ぜしめた場合には、 管理者は、一定期間教育研究システムの**利用を停止**させることが できる。

教育研究用情報システム利用規程